議会運営委員会会議記録（概要）

令和８年９月１日（火）

開　　会（午前９時３０分）

粕谷不二夫議長　急遽お集まりいただきありがとうございます。

開会に先立ちまして、請願第４号の委員会付託先について御協議をお願いします。

【議　　事】

⑴　請願第４号について

配信された請願文書表のとおり、請願第４号は付託委員会が空欄となっています。

請願の主旨を鑑みて、会議規則第137条第１項、「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる」の規定により、請願第４号は保健医療特別委員会に付託することとしてよろしいですか。

（委員了承）

請願第４号の保健医療特別委員会への付託の決定については、本会議開会後、会議を進めて、諸報告の後に議題とします。日程追加の可否については簡易採決でよろしいですか。

（委員了承）

保健医療特別委員会への付託の可否については、簡易採決でよろしいですか。

（委員了承）

散　　会（午前９時３２分）

令和８年９月４日（金）

開　　会（午前９時３０分）

粕谷不二夫議長　市長提出議案に対する質疑順位の決定をお願いします。

【議　　事】

⑴　議案質疑通告者の報告

※　別紙のとおり 13 名から通告があった。

⑵　質疑順位の決定（抽選）

※　別紙のとおり決定した。

⑶　その他

植竹成年委員長　８月 25 日の議会運営委員会で、花岡委員の SNS の内容を確認したい旨の発言があり、あらかじめ皆様に確認していただいております。

先日お伝えしたとおり、次回９月 14 日の議会運営委員会で改めて各会派の御意見を伺いますのでよろしくお願いします。

小林澄子委員　８月 25 日の花岡委員のＸの発言について出ましたが、私たち議員団としては個人の表現の自由の範囲内で全く問題ないという立場です。Ｘの発言を問題視すること自体が議員の表現の自由を奪う、議会の自殺行為だと考えます。議論の必要は全くないと思っています。

植竹成年委員長　今の小林委員の発言も踏まえて、14 日の議会運営委員会で皆さんのお考えをお聞きします。

石本亮三委員　花岡委員に確認したいのですが、一般質問の通告書を見ると、項目２の「社会教育」のところで、要旨が「公民館について」、そして「条例改正

について」と通告されている。これはまちづくりセンターの条例がらみのことを通告しているということですか。

花岡健太委員　そうです。

石本亮三委員　そうすると、市民文教常任委員会に今回請願が出ていて、あなたは紹介議員ですよね。以前、植竹委員長からも説明があったけれども、地方自治法第 124 条で、請願を提出するには議員の紹介が必要で、議員が署名して初めて請願として提案される。あなたが紹介議員になって我々市民文教常任委員会の委員に審査してくださいと言っているのに、これはどういうことですか。これは我々の委員会審査をかなり縛ることになると思う。

谷口雅典委員　私も同様に、一般質問通告書を見たときに非常に違和感がありました。

花岡健太委員　私の一般質問の内容と請願の内容が重複しているとどうして思われたのですか。

石本亮三委員　過去の協議の場ではまちづくりセンターの話や条例がらみの話が矢作委員から出されていて、そういう話とセットで議論になるから、これは委員会の審査をかなり縛ることになる。当然会派に報告があったはずで、ましてや紹介議員が一般質問で通告するなどということは 20 年間議員をやっていて、きっと初めてですよ。このような通告はどうなのかなと思う。

花岡健太委員　請願の紹介議員だと一般質問で聞けないという規定があるのですか。

石本亮三委員　以前は、討論・採決を最終日にしていて、議案に関わることは一般質問ができないという議会運営委員会の申し合わせで、それはよくないということで討論・採決を早めたわけですよ。けれども、議案というのは継続し

て審査することもありうるわけで、そうなったら一般質問で取り上げられず、請願は過去にも継続になった事例が何件もあるから、このようなことをされると非常に縛ることになると思った。谷口委員も市民文教常任委員長として違和感があると言ったのではないでしょうか。

花岡健太委員　全く問題ないと思うのですけれども、請願の内容と私の一般質問の内容がかぶるという確証もないですし、議員の質問権や、請願権を縛るようなものではないですか。

植竹成年委員長　過去に同じような議論があって、花岡委員及び小林委員と同じ会派の中井議員のときにも、こういった議論がありました。請願審査の後、請願審査と同じような質疑応答を、今度は採決後に同じ議場の場で一般質問をされたという事例があり、そのときには会議録から全て削除することになりました。

今、花岡委員は請願審査と一般質問が重複するとは限らないということをおっしゃっていますが、もし重複するようなことがあれば同じようになると思いますので、それを御理解ください。

花岡健太委員　前回の議会運営委員会で矢作議員が各会派を回って特別委員会に入るか入らないかということを、多くの委員が「私のところにも来た、私のところにも来た」というようにおっしゃっていましたけれども、矢作議員がそのように回ったという事実はありませんで、矢作議員の名誉に関わることですので謝罪と撤回を求めます。

植竹成年委員長　それはまた９月 14 日の議運で協議することを確認して終了している議

論ですので、ここでまた繰り返すことはやめてください。今は一般質問の通告の議論の最中です。

石本亮三委員　今、植竹委員長が言ったように、加齢性難聴の請願が出たときに、中井議員が一般質問の通告をして、末吉議員が議事進行をかけたのですよ。それで全て削除して、前の期のことで知りませんでしたは100歩譲ってしようがないと思うけれども、今期のことだからある程度踏まえてもらわないと、我々市民文教常任委員会委員からするとたまらない。

花岡健太委員　その件に関しては先ほど植竹委員長がどのようになるかを示されたと思います。

植竹成年委員長　会議録からの削除については、しっかりと議運の中で皆さんと協議した上で、議会に諮って決めることになります。

花岡健太委員　前回の議会運営委員会の私のＸのアカウントの内容とは別のところで、あの段階では大石委員は私のＸを見ておられなかったようで、会議録を見ると、大石委員が確認したいとおっしゃったと認識しております。大石委員は私のＸの発言を確認していない上で、私に日本語の理解ができていないと２回も言われたということでしょうか。これは私の尊厳を踏みにじる行為、個人攻撃に値すると思うのですけれども、謝罪や反省をするお気持ちはあるのでしょうか。

植竹成年委員長　この件については既に 14 日に改めて協議することになっていますので、このことも踏まえて、また 14 日に申し上げていただきたいと思いますので配慮をお願いします。

もう１点、ちょうど一般質問の通告の議論がありましたが、議案質疑の通告においても議案がかぶっています。そのため、ここでもう一度徹底していただきたいのですけれども、この後の議案質疑においても重複するような質疑の仕方は控えてください。

（委員了承）

散　　会（午前９時４２分）

令和８年９月１４日（月）

開　　会（午前１０時１５分）

粕谷不二夫議長　議案第 85 号から議案第 113 号まで、諮問第２号、諮問第３号及び請願第４号に対する討論と採決方法について、また、議員提出議案（案）の第１回目の協議等をお願いします。

【議　　事】

⑴　討論通告者の報告

※　議案第 85 号、議案第 88 号、議案第 90 号、議案第 92 号、議案第 93 号、議案第 94 号、議案第 107 号、議案第 108 号及び請願第４号に対し花岡議員が議案に反対、請願の採択に賛成の立場から討論との通告があった。

⑵　討論順位の決定

※　花岡議員に決定した。

⑶　採決方法の確認

植竹成年委員長　採決方法については、委員会で多数で決したもの並びに議案第 92 号、議案第 93 号、議案第 94 号、請願第４号は起立採決、その他のものは簡易採決でよろしいですか。

（委員了承）

それでは、本会議を休憩せずに、そのまま議事を進めます。

なお、委員長の報告では、請願第４号は不採択すべきものでしたが、採決は請願そのものに対しての賛成を諮ることが原則となりますので、お間

違いのないよう御留意ください。

⑷　議員提出議案（案）の協議

※　協議の結果、別紙の議員提出議案（案）２、３、４については、２回目の協議を行わないこととなった。

⑸　議会の運営に関する事項について

植竹成年委員長　それでは、議会の運営に関するこれまでの協議に移ります。

花岡健太委員　前回の議会運営委員会で私は大石委員に謝罪と撤回を求めたわけでありますけれども、私のSNSを確認していない状態で日本語を理解していないというようなことを言われて、ある意味誹謗中傷だと私は感じたのですけれども、このようなことはもう起きないことと考えて、今回は取り下げようと思います。

植竹成年委員長　了解しました。

それでは、８月25日の議会運営委員会で花岡委員のSNSの投稿について、これまでの経緯をそれぞれ確認し、本日各会派から御意見を伺うことになっております。

川辺浩直委員　会派としてはSNSの発信、表現の自由の観点でも自由な発信というのを誰かが制限したり、ましてや議会が制限するようなことがあってはならないということが大前提にあります。ただ、自由な発信には責任というものが伴うということもしっかりと認識して、今後やっていくべきだと思います。具体的には、一つの発信によって相手が傷ついたり、個人が傷ついたり、また、会社なり団体なりの機関の信用を失墜させたり、私たちは事前

に知り得る情報もありますので、それを不用意に発信して混乱を招くということも考えられると思います。そういった責任というものをしっかりと認識した上で、ここで確認をするべきではないかと思いました。

今回の花岡委員の発信においてはいろんな事情等があるようですけれども、これ以上ああではない、こうではないと議論しても、議運の中で掘り下げて決めていくのもなかなか難しいと思いますので、うちの会派としては今回の件を通して、SNS の発信はまず自由である、ただ、その裏には責任が伴うということをしっかりと確認して、この件に関しては、一旦は終わらせてもいいのかなと思います。

中毅志委員　大体同じような内容です。SNS 自体は使われる時代ですから、そちらについて制限をかけるというのはあまりよくないかもしれないですが、今言われた責任、特に市民というよりは議員ですから、議員個人の責任というところの重さをしっかり考えるべきだとは思いますが、今川辺委員が最後に言っていただいた、議運の中でこれをどう協議するのか、私も疑問には思っております。そちらについては委員長のほうで判断いただければと思います。

大石健一委員　請願の審査を通して分かったのですが、花岡委員も中井議員も気の毒だと思いました。本当に起こったことに基づいて議論してもらっていない、発言してもらってないと私は思っています。本当に起こったことに基づいて発言したり、発信してもらいたいなと心から思います。できればしかるべきところで話し合ってもらいたいですけれども、議運ではもういいので

はないですか。

石本亮三委員　元々は私が提起した話ではありますが、私の個人的な印象としては、花岡委員は事実上共産党のリーダー的な役割で、保健医療特別委員会に入らないとか、SNS の件に関しても、花岡委員は当然了解した上で、矢作議員が各会派に回ってきて、SNS を書いたものと思っていたのですが、今大石委員が言いましたが、請願の審査などを通じて、どうもそういう状況ではないということが薄々分かりました。知らない部分で書いたのだろうなと推測されるので、あえて議運で議論する必要はないというならば、それでいいと思います。

島田一隆委員　皆さんと同じです。発言の自由、表現の自由はもちろん保障されている権利ですが、それに伴って受け手のこともありますので、最終的にはその内容の責任は問われます。発言の自由、表現の自由イコール放言ではないので、問題があるのではないかと言われたときには責任が生じるというところで、きちんと対応してもらいたいと思います。

あと、投稿の件も、私たちは議会で議決をして委員会を設置しているにもかかわらず、暴挙であるとか、削減ありきの議論が行われるでしょうとか、先日私も保健医療特別委員会の委員長として答弁させてもらっていますけれども、そういう議論は一切していませんので、市民にミスリードを与えるような投稿などは、今後は慎重な投稿をしていただきたいということで、議運での取扱いについては、皆さんがそれでいいということであれば私も特に問題ありません。

神戸鉄郎委員	基本的には皆さんと一緒です。表現の自由はあれど、我々は議員ですので、事実に基づいた情報発信というのが大切かなと思います。議運での今後の動向に関しては皆様と同じような意見です。
小林澄子委員	今まで皆さんの言葉が出てきましたが、花岡委員の発信そのものについて、６月定例会議で出たばかりのときなので、その時はどうしてもこのようなことが想定されるというところもあるし、皆さんがおっしゃったとおり、SNS というのは受け取り方というのがあることも分かりますが、全く聞いても見てもいないのに、そういう発言をされたり、何かされてきたなと感じるのですけれども、そういう中では花岡委員の発言は問題になるようなものではなかったと思っております。
植竹成年委員長	各会派それぞれの意見を聞きました。ここで結論づけるようなことではありませんので、まとめさせていただきます。 今回の協議においては、議運の場で白黒つける、何か決めるようなことはしないと各会派からありました。確かにもうここでは結論づけることができないような状況、内容です。しかし、それでよしとするのではなく、これを機に、幾つか声があったように、所沢市の市議会議員である以上、間違ったもの、認識の違うもの、自分本位の解釈で情報を流すことによって、住民操作にもつながりかねないということが危惧されるところです。 今後は議運での協議も踏まえて、改めて議員たるもの、適正・的確な情報収集とともに、それに伴う適正・正確な情報発信に努めていただくことを議会運営委員会の委員、所沢市議会全議員、会派にここで徹底していた

だくことを私のほうから求めて、この議論についてはここでは終わらせていただきたいと思いますがよろしいですか。

（委員了承）

石本亮三委員　今回ヒアリング渋滞が結構起きているのではないかなと思います。どこの会派とは言いませんけれども、２つの部署が廊下で 20 分以上待っていると聞きました。あえて言いませんけれども、その原因は通告にあると思っています。例えば、花岡委員には申し訳ないけれども、初日のトップバッターの花岡委員の一般質問で、項目のところに「公共交通機関」と入っていて、要旨が「ところバス・ところワゴンについて」。初日のトップバッターだから、普通はところバス・ところワゴンのところはもう少し細かく書く。そうすると、後ろでところバス・ところワゴンを質問する方は花岡委員のヒアリング待ちになる。

通告に関して私はかなり言ってきた歴史があるため言いますが、昔なら項目に「平和」、要旨に「基地問題」、項目に「福祉」、要旨に「介護保険」、それで私はちょうど東西連絡道路の問題と介護保険のことを質問しようとしたら、周りの先輩議員がそういう通告をしていました。昔、一般質問の２日前までヒアリングしていたことを覚えていると思いますが、夜８時からヒアリングさせられたとか、そういうことで当時の浜野議長からも注意を受けました。

だから言ってきたのですが、やはり初日、２日目くらいの人は通告をもう少しやらないと、後半の人は前半の人の質問を聞いて、どうしてもアバ

ウトになりますが、それはしようがないと思います。例えば、中東問題とか、６月定例会議の谷口委員の通告は細かく、川辺委員は底引き網漁みたいにやられて、質問できることがないみたいなことになった。それを聞いてということもあるため、後ろの人はある程度曖昧でもいいと思います。

もう少し通告の徹底をしないと、ヒアリングの渋滞で待たされている議員がいて、よくないと思います。調査日は３日間ですが、今回だと初日の人が 11 日にヒアリングしたら、後ろの人は 11 日以降まで待たされる場合があります。私は今回２日目のトップだから事前に紙を渡して、９日の段階で調整して終わりという感じでやっています。その辺を配慮しないと、結果的に職員の残業問題が起こるため、改めて議運の正副委員長を含めてヒアリング渋滞については今後の検討課題にしていただくことと、周知していただきたいと思います。

植竹成年委員長　ヒアリングにおいて待ちの時間が長かったということですが、ほかの方で同様のことがありましたか。

川辺浩直委員　私は２日目でしたので、時間を考えて、なるべく早くアポを取って、一定の間隔を取る形にしました。私としては、渋滞というか、待たされたことはありませんでしたが、廊下で待っている職員の方は見受けられました。

この件においては、抽せんによって決まり、誰しも前のほうであったり後ろのほうであったりするわけですよね。やはり、皆さんお互い様ではないけれども、順番が早い人は初日にある程度やるとか、後ろの人のことも

考えて、お互いが時間的なことを考慮するのが社会人としての常識的な部分ではないかなと思うため、それができていない状況はしっかりと正していかなければならないかと思います。

島田一隆委員　また花岡委員の件で申し訳ないけれども、例えば、公民館の条例の案件だとか、市民医療センターについてもざっくりとしか書いていません。今回は請願が出されて、採決があるからという解釈もできるけれども、こういう書き方だと議論の中で重複するかもしれないこと、また、今後もこういった問題が出てくるかもしれないため、少し配慮していただきたいと思います。

花岡健太委員　何の問題があるのか分からないですけれども、請願に関して採択されるかどうかというのは分からないですよね。今回に関しては請願が終わらなかったということがあったわけですが、それは一般質問を通告するタイミングで分かることですか。

島田一隆委員　こういう書き方をしているからそういう議論になってしまう。どういう議論になるか分からないからといってざっくりと書くのではなく、やはりある程度書いてもらわないといけないと思います。請願の議論の内容を、もう一度一般質問でするのではないかという話も出てくると思うため、配慮したほうがいいのではないですか。

石本亮三委員　例えば、請願に関しては５日前に受付を締め切っています。これは５日前の締切りのときに議論があって、所沢市議会は入間市議会とかのように開会の１週間前とか２週間前に一般質問の通告を締め切る議会ではなく、

開会後まで受け付けているため、ある程度議案について分かっている状況で一般質問の通告をするというのが前提になっていて、花岡委員は１期目だからそういうことがなかなかお分かりにならないかもしれないけれども、隣にいる先輩議員は今までそういう議論を議運でずっとやってきているため、改めて先輩からも聞いていただいて、やっていただいたほうがいいと思います。

もう４年目ですよね。来年になったらまた新しい議員が入ってくる可能性が高いため、そういうことを周知していく必要があると思います。

花岡健太委員　上程中の議案及び請願・陳情に関しては一般質問を避けるのが例であると思いますが、請願や陳情がその委員会の中でどのようになるかは分からないと思います。そこに関して一般質問をしないように狭めていくというのは、やっぱり質問権を狭めることになるのではないでしょうか。

植竹成年委員長　今の議論は、石本委員のヒアリング渋滞のところから議論が始まり、通告の在り方に話がそれ始めてきています。まずは、通告の在り方について、議長の決裁を取った上で今の通告書があります。そのため、必要に応じて、対象となる議員に対して確認するなど、チェック体制も踏まえて、議会運営委員会の正副委員長及び議長、副議長において協議しなければいけないのかなと考えます。

ヒアリング渋滞に話を戻しますが、今回のヒアリング期間は９、10、11日と決められています。しかしながら、その３日間の中で何日にやらなければならない等の決まりがありません。また、１人が費やす時間としては、

２時間、３時間ヒアリングする人もいれば、10 分で終わる方もいらっしゃるかと思いますが、時間を決めつけるわけにもいかないと思います。慎重審議、丁寧な一般質問をする上では、やはり時間をかける必要もあると思いますし、人によって時間の長い短いというものがあるわけで、先ほど川辺委員からもありましたが、闇雲に１人が拘束するということではなく、良識のある範囲で、順番が早い方に対しては、後ろに順番を控えている方々がいるということを理解した上で、ヒアリングに努めていただくことがこのヒアリング渋滞の解消につながるかと思います。

それと、委員会審査日を２日間設けていますが、今定例会議においてはこの２日間の委員会審査日をフルに使いました。これまで２日目の委員会審査日をフルに使うようなことはあまりなかったかとは思いますが、今回フルに使ったことによって、そのあとのヒアリングがタイトなスケジュールとなり、執行部及び一般質問通告者に多少なりとも影響が出た可能性があります。

ヒアリング渋滞という問題提起がありましたけれども、この件については今後 12 月、２月定例会議で継続するようなことが見受けられるようであれば、しっかりとした協議が必要かと思います。私自身も注視してまいりたいと思いますので、そこでまた必要に応じて協議したいと思いますがよろしいですか。

（委員了承）

散　　会（午前１０時４０分）

令和８年９月１６日（水）

開　　会（午後４時４７分）

植竹成年委員長　青木副委員長から体調不良のため本日の委員会を欠席させていただく旨の届出がありましたので御了承願います。

粕谷不二夫議長　市長から本日、追加議案２件を提出したい旨の報告がありましたので、御協議をお願いします。また、議員提出議案（案）の２回目の協議もお願いします。

【議　　事】

⑴　市長提出追加議案の報告

※　追加提出する議案第 114 号及び諮問第４号の概要を林副市長が説明

⑵　９月２４日（木）の議事の進行（案）について

※　大島議会事務局参事が説明

⑶　市長提出追加議案について

植竹成年委員長　追加議案に係る議案の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定等のため議会運営委員会を開催することでよろしいですか。

（委員了承）

議案第 114 号及び諮問第４号については、本来は委員会付託とするところですが、付託を省略し審議することでよろしいですか。

（委員了承）

⑷　議員提出議案（案）の協議

※　協議の結果、別紙の議員提出議案（案）１について、提出しないこととなった。

⑸　議会の運営に関する事項について

植竹成年委員長　市庁舎施設整備事業として、議場に設置されている既存照明のLED化及び天井の耐震改修について、令和10年度以降に工事が始まる予定ですが、先ほど会派代表者において、工事期間中については全員協議会室で本会議を行うことが確認されましたので、よろしくお願いします。

なお、中継、傍聴席、全員協議会室を使用する委員会審査などの詳細な運用面においては、正副委員長で事務局と調整を行い、今後詰めていきたいと思います。

川辺浩直委員　工事期間はいつからいつまでになるか分かりますか。

植竹成年委員長　あくまで現時点での見込みですが、令和10年４月から11月までの約８か月間を予定しているため、５月臨時会議、６月、９月定例会議では議場は使えない予定です。

川辺浩直委員　記者席、傍聴席の数、また、傍聴者が大勢来られたときの対応はどのように考えていますか。

植竹成年委員長　現段階ですが、議場での傍聴席は一般席が74席、記者席が14席、車いす用スペースが２台分あります。本会議を全員協議会室で行う場合は、議員席及び執行部席の机・椅子を多数設置する必要があるため、現時点では、傍聴席・記者席を合わせて20席前後になることが想定されます。

大人数で傍聴席に入りきらない場合は、コロナ禍と同じように議会会議室で音声を流す等が現段階では考えられます。

散　　会（午後４時５５分）

令和８年９月２４日（木）①

開　　会（午後２時０分）

粕谷不二夫議長　議案第 114 号及び諮問第４号に対する質疑順位の決定をお願いします。

【議　　事】

⑴　議案質疑通告者の報告

※　議案質疑通告者なし

⑵　討論・採決方法の確認

植竹成年委員長　討論の有無と採決方法については、この場で確認することができますか。

（委員了承）

討論はないようですので、採決方法については、簡易採決でよろしいですか。

（委員了承）

それでは、本会議を休憩せずに、そのまま議事を進めます。

⑶　その他

石本亮三委員　先日の斉藤かおり議員の一般質問の中核市のところ、権限移譲とかは明らかに議案質疑ですよね。ましてや斉藤議員はあの議案について今回議案質疑をされています。やはり議案質疑と一般質問は基本的にかぶらないようにやっているわけだから、その辺がずれていくのはいかがなものかと思うため、再度徹底をしていただきたいと思います。

植竹成年委員長　議案質疑の順位決定のときに私から申し上げさせていただきました。覚

えている方もいらっしゃるかと思いますが、今回の議案質疑においては、重なる通告があるかと思うので、質疑が重ならないようにということで徹底させていただきました。花岡委員を例にあげると、請願審査の質疑と一般質問が重ならないようにという議論もありました。

石本委員からありましたように、やはり同じ質問を同じ議場、同じ定例会議の中で一般質問するのはいかがなものかということですが、再三にわたり、この議会運営委員会の場でも申し上げています。

改めて申し上げたいと思いますが、各自徹底するとともに、既に４年目を迎えているところで１期生と言っていいのか分かりませんが、ある程度の年月を過ごしている議員の皆さんですが、まだ熟知していない方々もいらっしゃるのかと思います。そういうときには各会派で先輩議員の皆さんが改めて周知徹底、基本的なことを伝えていただければと思います。

この議運の場で徹底することも大事ですが、各会派において通告の在り方、質疑の在り方、一般質問の在り方というものを最後総括して、今後徹底していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

大石健一委員　自由民主党・維新・参政・無所属の会に聞きたいのですが、一回一回動議をかけて、止めて確認したり、注意したりすることもありますが、会派としてどのように話し合っているのかを神戸委員、入沢委員に確認させてください。

植竹成年委員長　斉藤議員の質疑の在り方の話がありましたが、そのあたりの今までの教育ではないですが総括を、端的で結構ですのでお願いします。

入沢豊委員	うちの会派だけではなくほかの会派でも同じような例がありますが、終わった後に「おかしいのではないか」ということは話しています。
石本亮三委員	最近、私が見ていて、そちらの会派は議案のヒアリングが終わるのが多分平均的に一番早いと思います。要するに、ヒアリングの時間が一番短いわけです。今回は中核市の定数の議案が出ているわけだから、中核市に関しては質疑が重なるということを感じられる可能性が極めて高いと思います。 先ほど植竹委員長が言ったように４年目だから分かるはずで、ヒアリングをしっかりとやっていれば、一般質問のときに通告しようとしても、これは議案のほうで聞かなければならないなと分かると思います。その辺は私も疑問に思ったので、大石委員が聞きたい気持ちはよく分かります。
植竹成年委員長	先ほど入沢委員からもその旨行っている発言がありましたけれども、入沢委員の会派に限らず、会議規則、申し合わせに目を通していない議員がもしいるのであれば、もう一度そこを読んでいただくことからまずは始めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
花岡健太委員	弁明として言わせていただきたいのですが、請願に関して、一般質問と一部重複するかもしれないことに関しては、請願が継続になるのか、採択か不採択かが分からなかったものであって、継続になったものは一般質問しないという認識はあります。
小林澄子委員	花岡委員が一般質問の最初でしたが、そのときに佐野議員が問題発言をされました。

これに関しては、その場で議長に言わなければならなかったかもしれないですけれども、その後に確認してみたらはっきりと「ばか」だとかを３回くらい繰り返していて、これは問題にしてもらいたいと思います。

佐野議員については、猛省を求める決議を令和６年 12 月定例会で出しています。地方自治法第 132 条「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」とあり、明らかに無礼の言葉だと思います。

花岡健太委員　私の一般質問のときには、やじがいっぱい飛んでいるなという認識はありました。その後にほかの議員から「ばか」と言われていたよと言われまして、その後事務局の方に録画したものを貸していただいて、場所もよくなくて、ちょうど映るところにいらっしゃって、そこで「ばか」と言っているように聞こえました。

やはり私としても、先ほど小林委員がおっしゃったとおり、地方自治法第 132 条に「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」、第 133 条に「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる」とあり、私は侮辱を受けたなと今認識しております。

入沢豊委員　私も真後ろでしたから当然聞いていましたが、とんでもないことを言ったなと思いました。帰ってきて本人もかなり反省しています。一般質問もここで終わったので、二度とこういうことが起きないよう強く申しつけて

おきますので、どうぞ御配慮いただきたいと思います。次はありません。

川辺浩直委員　これは９月 15 日の発言だと思いますが、もう既に議長の裁量で進めているという状況もありますし、ほかの会派の方から結構強い注意があって、共産党の方は普通だったら止めるのかなと思いましたけれども流したわけで、これはもう終わったことなので今後気をつけるということでよいのではないでしょうか。

大石健一委員　音声に残っているかもしれないけれども、訂正を求めても、ここで結論が出ない話ではないかなと思います。ただ、佐野議員に関しては、私は遠いので本会議中に直接注意できませんけれども、たくさんの名刺を広げて何かメモを取られていて、あまり本会議と、議案と関係ない作業ではないかなと私は思っています。

入沢委員だけでなく神戸委員にも、会派の中でどうしているかを聞きたいのですが、あれほどの大きな声で言うのはさすがにいかがなものかと思います。確かにちょっと言っちゃうときはありますが、議場に響くように言うのはさすがにやりすぎではないかと思うので、今までの行動も含めて会派でどのように言っているのか神戸委員から念押しで聞きたいです。

神戸鉄郎委員　言動については私も聞こえていました。先ほど入沢委員から話があったように、さすがに行き過ぎた発言なので、あれはいかがなものかというのは会派の中でもちろん話が出て、猛省を求められているからそこは考えたほうがいいという話はしています。

石本亮三委員　以前も似たようなケースがありました。言い過ぎた議員が会派の中で認

めて、代表と一緒に、その議員のところに謝りに行っているという事例があるわけだから、もし花岡委員に失礼しましたと言っていれば、こういう議事録に残るところで話は出てこない。こういう話が出てくること自体がほかの議員からするといい迷惑であり、そちらの会派には改めて佐野議員に言ってほしい。

そして、共産党さんに言いたいのですが、私の席の位置から見て、花岡委員が防衛医大の関係で質問しているときで、それ以前にもやじが飛んでいたのを振り向かず、相手にしないで、かなり集中していたのは横から見ていて分かりました。

結局２度佐野議員からやじが出ましたが、島田委員が注意的な発言をされているのに、矢作議員とか中井議員は何もしない。先ほど川辺委員が言いましたが、一般質問が終わりましたと言うまでに議事進行をかけないと無効だというのは議会運営委員会で取り決められてきて、小林委員は見えませんでしたが、私からすると矢作議員も中井議員も何をしていたのかなと思います。

翌日 16 日に議会運営委員会があったのに、そのときにも何も出てこなかった。２回も経て、この最終日の土壇場で言うのはどうなのかなと思う。そこまで言うのであれば決議文をつくっているとかの覚悟があるのか、ただ言いたいだけなのか、その辺を確認ください。

島田一隆委員　先ほど小林委員は訂正発言をみたいなことをおっしゃいましたが、訂正発言というのは本人の申し出がないといけないから、今石本委員がおっし

やったみたいに、訂正を求めるというよりは決議文だとかそういうものであればまだ協議のしようがあるかと思いますが、そこを確認させてください。

小林澄子委員　とにかく取り下げてほしいです。

植竹成年委員長　ここで取り下げるものがないのです。今ありましたように、不規則発言についての議論というのは、もう既にこの場にはなじまないということを理解してください。

石本亮三委員　この話をしたいのであれば、この後決議を出すとか、文面ができていて、そういう覚悟があって言っているのであれば協議するけれども、やじだから取り消せない。さらに、佐野議員が謝罪に来れば許すというのであれば、それは会派でやっていただければいいと思います。

そうではなく、議事進行もかけず、翌日の議運でも言わず、最後の最後に表でやる以上はそれくらいの覚悟があるのかと聞きたいです。

花岡健太委員　翌日の議運に出さなかったというのは、録画データを確認していたため、そのときには出せなかったということです。

石本亮三委員　私も映像の確認を行い、そのときは確認できませんでしたが、いずれにしても矢作議員と中井議員は完全に聞いていた。

植竹成年委員長　この議論はもう何度も出ているように、時遅しではないですけれども、この議論はここにはなじまないです。いずれにせよ、先ほどの不適切な発言とありましたけれども、所沢市議会会議規則に、議員は議会の品位を重んじることが定められています。

冒頭申し上げたように、やはりもう一度会議規則を読んでいただき、事細かにそういう決まりごとがありますので、佐野議員も含めて改めて読んでいただき、議会の品位を重んじた発言をしていただきたいと思います。不適切な発言については、議場においても委員会の場においても今後しないよう、改めてこの議会運営委員会の場で徹底を申し上げて、この議論は終わりにしたいと思います。

大石健一委員　入沢委員が言うように、本当に反省しているのであれば、相対して一度話し合うことをおすすめします。

中毅志委員　まずは真摯な気持ちが佐野議員にあるかどうかも含めて、委員長の下でもいいので、そこでやってもらった上で、どうしましょうとしたほうがいいと思います。

休　　憩（午後２時１８分）

再　　開（午後３時４０分）

植竹成年委員長　休憩中に佐野議員、私、青木副委員長及び前田代表の４人で小林委員、花岡委員の会派に謝罪に行った旨、皆さんに御報告いたします。

花岡健太委員　佐野議員が植竹委員長と私たちの会派に謝罪に来られたのですが、実際に侮辱を行っている発言が録画にも残ってしまっている上で、さらに令和６年12月20日にも佐野允彦議員に猛省を求める決議が議会において賛成多数で可決されているにもかかわらず、不穏当な発言を繰り返す行為とい

	うのはやはり議会軽視にほかならないと考えますので、改めて佐野允彦議員に対し再度猛省を求める決議案を私たちの会派から提出させていただきたいので、ぜひ御確認していただきたいです。
植竹成年委員長	決議の旨の話がありました。それについて皆さん御意見はありますか。
石本亮三委員	録画中継はインターネット上で確認できる状態ですか。
大島議会事務局参事	まだ議会中継のアップはされていません。御確認いただいたものは生データをDVDに焼いてお渡ししたものです。
植竹成年委員長	佐野議員に対する決議について提案がありましたが、それについては何かありますか。
入沢豊委員	特にありません。
	休　　憩（午後３時４３分）
	（休憩中に協議会を開催）
	再　　開（午後３時５８分）
植竹成年委員長	本会議再開後の議案の採決、市民文教常任委員会の中間報告の後、休憩を取ることでよろしいでしょうか。
	（委員了承）
島田一隆委員	所沢市職員採用試験の個人情報漏洩の件について、平成30年９月に高齢受給者証のデータが入っているUSBメモリー紛失の件でも緊急質問をしているという経緯もありますので、この件について緊急質問をさせてい

ただきたいので御協議いただきたいと思います。

散　　会（午後３時５９分）

令和８年９月２４日（木）②

開　　会（午後６時２０分）

粕谷不二夫議長　先ほど植竹議員外 11 名から議員提出議案が提出されましたので、その取扱いについて御協議をお願いします。

【議　　事】

⑴　議員提出議案について

植竹成年委員長　それでは、お手元に配付してあります議員提出議案について、御意見等ございますか。

（意見なし）

それでは、本件を議員提出議案として提出することでよろしいですか。

（委員了承）

ただいま全会一致となりました議員提出議案について、議員提出議案第４号として提出することでよろしいですか。

（委員了承）

植竹成年委員長　それでは、議員提出議案第４号について、直ちに日程追加することでよろしいですか。

（委員了承）

日程追加の可否については、簡易採決でよろしいですか。

（委員了承）

議員提出議案の採決方法は、簡易採決でよろしいですか。

（委員了承）

⑵　その他

その他ですが、視察について行程に一部変更が生じたため、行程表はデスクネッツで後日お送りいたします。併せて、そちらでチケットの受取等についても御案内しますのでよろしくお願いします。

また、日程が取れそうもないため 10 月、11 月は視察のみといたしますが、正副委員長で協議し、懸案事項等について集中審議期間外に各会派から意見を募り、12 月定例会議の一週間前議運で協議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

散　　会（午後６時２３分）

令和８年９月２４日（木）③

開　　会（午後７時０分）

粕谷不二夫議長　先ほど、13 番議員から緊急質問の申出がありましたので、その件についての御協議をお願いします。

【議　　事】

⑴　緊急質問について

植竹成年委員長　緊急質問とは、天変地異、突発的な出来事の発生や執行部の政治責任などに関し議会の同意を得て行われるものですが、あらかじめ議運の協議を経て行うのが先例となっています。

緊急質問については、緊急性の有無を含めて議会運営委員会の場において、あらかじめ協議し、緊急性について合意が得られた場合に日程追加して行われます。

それでは、13 番議員からの緊急質問の申出に対して、質問や意見はありますか。

（質問・意見なし）

それでは、緊急質問を行うことでよろしいですか。

（委員了承）

緊急質問について、直ちに日程追加することでよろしいですか。

（委員了承）

緊急質問の方法は、これまで一般質問に準じて行っております。質問は、自席において一問一答で行うことでよろしいですか。

（委員了承）

質問時間は60分以内とすることでよろしいですか。

（委員了承）

なお、休憩中に既に議案のヒアリングをしていただいておりますので、この場で緊急質問の通告はできますか。

（委員了承）

⑵　緊急質問者の報告

※　花岡議員、石本議員、荻野議員から通告があった。

⑶　質問順位の決定（抽選）

※　荻野議員、石本議員、花岡議員の順に決定した。

散　　会（午後７時３分）

別 紙 1

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 1 日 （ 火 ）

開　　会	午 前 ・ 午 後	9 時 30 分
散　　会	午 前 ・ 午 後	9 時 32 分
場　　所	全員協議会室	

委　員　長	植　竹　成　年	✔
副 委 員 長	青　木　利　幸	✔
委　　員	石　本　亮　三	✔
〃	神　戸　鉄　郎	✔
〃	小　林　澄　子	✔
〃	花　岡　健　太	✔
〃	島　田　一　隆	✔
〃	川　辺　浩　直	✔
〃	谷　口　雅　典	✔
〃	大　石　健　一	✔
〃	中　　毅　志	✔
〃	入　沢　　豊	✔

議　長	粕　谷　不二夫	✔
副議長	末　吉　美帆子	✔

別 紙 1

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 4 日 （ 金 ）

開　　会	午 前 ・ 午 後	9 時 30 分
散　　会	午 前 ・ 午 後	9 時 42 分
場　　所	第2委員会室	

委　員　長	植　竹　成　年	✔
副 委 員 長	青　木　利　幸	✔
委　　員	石　本　亮　三	✔
〃	神　戸　鉄　郎	✔
〃	小　林　澄　子	✔
〃	花　岡　健　太	✔
〃	島　田　一　隆	✔
〃	川　辺　浩　直	✔
〃	谷　口　雅　典	✔
〃	大　石　健　一	✔
〃	中　　毅　志	✔
〃	入　沢　　豊	✔

議　長	粕　谷　不二夫	✔
副議長	末　吉　美帆子	✔

別 紙 1

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 14 日 （ 月 ）

開　　会	午 前 ・ 午 後	１０ 時 １５ 分
散　　会	午 前 ・ 午 後	１０ 時 ４０ 分
場　　所	第２委員会室	

委　員　長	植　竹　成　年	✔
副 委 員 長	青　木　利　幸	✔
委　　員	石　本　亮　三	✔
〃	神　戸　鉄　郎	✔
〃	小　林　澄　子	✔
〃	花　岡　健　太	✔
〃	島　田　一　隆	✔
〃	川　辺　浩　直	✔
〃	谷　口　雅　典	✔
〃	大　石　健　一	✔
〃	中　　毅　志	✔
〃	入　沢　　豊	✔

議　長	粕　谷　不二夫	✔
副議長	末　吉　美帆子	✔

別 紙 1

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 16 日 （ 水 ）

開　　会	午 前 ・ 午 後	4 時 47 分
散　　会	午 前 ・ 午 後	4 時 55 分
場　　所	第2委員会室	

委　員　長	植　竹　成　年	✔
副 委 員 長	青　木　利　幸	
委　　員	石　本　亮　三	✔
〃	神　戸　鉄　郎	✔
〃	小　林　澄　子	✔
〃	花　岡　健　太	✔
〃	島　田　一　隆	✔
〃	川　辺　浩　直	✔
〃	谷　口　雅　典	✔
〃	大　石　健　一	✔
〃	中　　毅　志	✔
〃	入　沢　　豊	✔

議　長	粕　谷　不二夫	✔
副議長	末　吉　美帆子	✔

別 紙 1

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 24 日 （ 木 ）①

開　　会	午 前 ・ 午 後	2 時 0 分
散　　会	午 前 ・ 午 後	3 時 59 分
場　　所	第２委員会室	

委　員　長	植　竹　成　年	✔
副 委 員 長	青　木　利　幸	✔
委　　員	石　本　亮　三	✔
〃	神　戸　鉄　郎	✔
〃	小　林　澄　子	✔
〃	花　岡　健　太	✔
〃	島　田　一　隆	✔
〃	川　辺　浩　直	✔
〃	谷　口　雅　典	✔
〃	大　石　健　一	✔
〃	中　　毅　志	✔
〃	入　沢　　豊	✔

議　長	粕　谷　不二夫	✔
副議長	末　吉　美帆子	✔

別 紙 1

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 24 日 （ 木 ）②

開　　会	午 前 ・ 午 後	6 時 20 分
散　　会	午 前 ・ 午 後	6 時 23 分
場　　所	第2委員会室	

委　員　長	植　竹　成　年	✔
副 委 員 長	青　木　利　幸	✔
委　　員	石　本　亮　三	✔
〃	神　戸　鉄　郎	✔
〃	小　林　澄　子	✔
〃	花　岡　健　太	✔
〃	島　田　一　隆	✔
〃	川　辺　浩　直	✔
〃	谷　口　雅　典	✔
〃	大　石　健　一	✔
〃	中　　毅　志	✔
〃	入　沢　　豊	✔

議　　長	粕　谷　不二夫	✔
副議長	末　吉　美帆子	✔

別 紙 1

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 24 日 （ 木 ）③

開　　会	午 前 ・ 午 後	7 時 0 分
散　　会	午 前 ・ 午 後	7 時 3 分
場　　所	第２委員会室	

委　員　長	植 竹 成 年	✔
副 委 員 長	青 木 利 幸	✔
委　　員	石 本 亮 三	✔
〃	神 戸 鉄 郎	✔
〃	小 林 澄 子	✔
〃	花 岡 健 太	✔
〃	島 田 一 隆	✔
〃	川 辺 浩 直	✔
〃	谷 口 雅 典	✔
〃	大 石 健 一	✔
〃	中 毅 志	✔
〃	入 沢 豊	✔

議　長	粕 谷 不二夫	✔
副議長	末 吉 美帆子	✔

別 紙 2

●出席表　　【議会運営委員会】　令和　8年　9月　1日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
総務部		次長	田中　浩文
総務部	文書行政課	課長	萩原　達雄
秘書室		秘書担当参事	松崎　清吾

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	越智　三奈子
議会事務局	事務局参事	大島　光治
議会事務局	主査	仲　沙織
議会事務局	主査	谷口　周
議会事務局	主査	山玉　和男
議会事務局	主査	宮地　亮太
議会事務局	主任	入江　亮
議会事務局	主任	並木　大和

別 紙 2

●出席表　　【議会運営委員会】　令和　8年　9月　4日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
総務部		次長	田中　浩文
総務部	文書行政課	課長	萩原　達雄
秘書室		秘書担当参事	松崎　清吾

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	越智　三奈子
議会事務局	事務局参事	大島　光治
議会事務局	主査	仲　沙織
議会事務局	主査	谷口　周
議会事務局	主査	山玉　和男
議会事務局	主査	宮地　亮太
議会事務局	主任	入江　亮
議会事務局	主任	並木　大和

別 紙 2

●出席表　　【議会運営委員会】　令和　８年　９月１４日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
総務部		次長	田中　浩文
総務部	文書行政課	課長	萩原　達雄
秘書室		秘書担当参事	松崎　清吾

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	越智　三奈子
議会事務局	事務局参事	大島　光治
議会事務局	主査	仲　沙織
議会事務局	主査	谷口　周
議会事務局	主査	山玉　和男
議会事務局	主査	宮地　亮太
議会事務局	主任	入江　亮
議会事務局	主任	並木　大和

別 紙 2

●出席表　　【議会運営委員会】　令和　８年　９月１６日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
副市長		副市長	林　誠
総務部		部長	柳田　晃芳
総務部		次長	田中　浩文
総務部	文書行政課	課長	萩原　達雄
秘書室		秘書担当参事	松崎　清吾

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	越智　三奈子
議会事務局	事務局参事	大島　光治
議会事務局	主査	仲　沙織
議会事務局	主査	谷口　周
議会事務局	主査	山玉　和男
議会事務局	主査	宮地　亮太
議会事務局	主任	入江　亮
議会事務局	主任	並木　大和

別 紙 2

●出席表　　【議会運営委員会】　令和　８年　９月２４日①

説明員等			
部局	課	職名	氏名
総務部		次長	田中　浩文
総務部	文書行政課	課長	萩原　達雄
秘書室		秘書担当参事	松崎　清吾

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	越智　三奈子
議会事務局	事務局参事	大島　光治
議会事務局	主査	仲　沙織
議会事務局	主査	谷口　周
議会事務局	主査	山玉　和男
議会事務局	主査	宮地　亮太
議会事務局	主任	入江　亮
議会事務局	主任	並木　大和

別 紙 2

●出席表　　【議会運営委員会】　令和　８年　９月２４日②

説明員等			
部局	課	職名	氏名
総務部		次長	田中　浩文
総務部	文書行政課	課長	萩原　達雄
秘書室		秘書担当参事	松崎　清吾

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	越智　三奈子
議会事務局	事務局参事	大島　光治
議会事務局	主査	仲　沙織
議会事務局	主査	谷口　周
議会事務局	主査	山玉　和男
議会事務局	主査	宮地　亮太
議会事務局	主任	入江　亮
議会事務局	主任	並木　大和

別 紙 2

●出席表　　【議会運営委員会】　令和　８年　９月２４日③

説明員等			
部局	課	職名	氏名
総務部		次長	田中　浩文
総務部	文書行政課	課長	萩原　達雄
秘書室		秘書担当参事	松崎　清吾

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	事務局長	越智　三奈子
議会事務局	事務局参事	大島　光治
議会事務局	主査	仲　沙織
議会事務局	主査	谷口　周
議会事務局	主査	山玉　和男
議会事務局	主査	宮地　亮太
議会事務局	主任	入江　亮
議会事務局	主任	並木　大和